



# Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 2015年税務調査動向に関する最新情報

このほど、ベトナム税務総局(General Department of Taxation)は、2015年1月～4月に実施した税務調査および当該期間における未納税額の実績を評価するとともに、徴収額目標およびリスク管理手法に基づく税務調査実施数を達成するための2015年5月～12月アクションプランを発表した。

本アクションプランは、既存の税務登録企業の15%の企業に税務調査を実施すること、税務リスクのある企業が付加価値税(value added tax:以下「VAT」)の還付を受ける事案についてはその全件について事後調査を実施すること、また、こうした措置により12兆5,000億ベトナムドンの増収を目指すことを目標としている。主要な内容は以下のとおりである。

### (1) 2015年1月～4月の税務調査目標は未達

2015年1月～4月に実施された税務調査は、調査件数および追加課税額ともに目標数値を下回り、前年同期の実績と比較してもこれを下回った。詳細は以下のとおりである。

- 全国の税務署が税務調査を行った企業の数は年間目標数の20%を下回り、前年同期比40%にとどまった
- 当該期間に実施された税務調査による追加課税額は前年同期比約87%にとどまった

特に移転価格調査の件数は目標件数の約42%にとどまり、更正額およびペナルティー額も前年同期比約88%であった。

### (2) 2015年1月～4月の未納税額は増加傾向

2015年4月末時点における全国の未納税額の合計額は2014年末と比較して2%増加した。未納税額は大都市・省で増加する傾向にある。

ホーチミン市、ハノイ市、バリア・ブンタウ省、ビンズオン省、ドンナイ省、タイビン省、カントー市の未納税額は全国の70%を占めており、3年(2012年、2013年、2014年)連続で前年実績を上回る状態が続いている。

### (3) 2015年5月～12月の焦点およびアクション

2015年1月～4月における税務調査の結果が未達に終わり、未納税額が増加したことは国家予算に厳しい負担を強いている。そこで、税務総局は、2015年5月21日、Official Letter No.1967/TCTを、2015年5月22日にはOfficial Letter No.1987/TCT-QLNを発行し、各地の税務署に下記のような策を講じるよう呼びかけた。

- 1) 税務調査は次の2つのグループに焦点を絞って実施するものとする
- 2015年税務調査計画で税務リスクが高いと

評価された企業: 税務調査の実施頻度を増やし、新たに税務リスクが高いと評価された企業は調査リストに追加し、比較的税務リスクが低いと評価された企業と差し替えるなど、同リストの内容を随時更新する。税務リスクがないと評価された企業には調査を行わない

- 税務調査の対象として特に指定された業種（不動産、電子商取引、医療機器、科学・技術機器など）に属する企業や税制上の優遇措置および免除措置を受けている企業: 関連者間取引を行っている企業および移転価格問題の兆候が見られる企業については特に注意すること
- 2) アクションプランの実行
  - 税務調査および未納税額の管理(例: VAT や法人税の申告書等のリスク評価や分析)を支援するソフトウェアアプリケーションを幅広く活用する
  - 税務調査時の焦点: 申告および申告書提出状況、申告書の内容、インボイスおよび証憑書類の使用、優遇措置の適用に注目する
  - 著しい違反が認められる場合は、同様の詐欺および脱税行為を防ぐために公表する
  - 税務調査担当者の割合を職員全体の約 35% まで増やす

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。  
[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝

[kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元

[gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平

[juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平

[shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要:

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス:

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。